
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2015/3/10号 (No. 201)

【知的財産権部からのお知らせ】

●中国知的財産関連調査報告のご案内

2014年度、ジェトロでは、特許庁からの受託事業として下記調査報告書を作成いたしました。随時、ジェトロウェブサイトに掲載する予定ですので、ご参照ください。

<調査テーマ>

- ・中国技術輸出入管理条例に関する技術供与者のリスク低減のための契約条項案と契約スキームの検討（※）
- ・中国司法鑑定制度研究（※）
- ・中国政府による専利出願の質向上に向けた施策に関する調査（※）
- ・華東地域のイノベーション型科技园と研究開発モデル企業の事例調査
- ・2014年度中国の知的財産権侵害判例・事例集

<ジェトロウェブサイト掲載先>

※印の調査テーマ http://jetro-pkip.org/html/bgs_6_page_1.html

無印の調査テーマ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 質検総局の支樹平局長はアリババに偽造品対策強化を要請、「品質は生命線」（国家質検総局公式サイト 2015年2月11日）
2. 国家工商総局、ネット通販監視管理に関する規定作成へ（中国打撃侵権工作網 2015年2月9日）
3. 商務部、情報技術を活用してネット上の模倣品撲滅（中国打撃侵権工作網 2015年2月5日）

○ 地方政府の動き

1. 上海知識産権局、知的財産権関連データの一部を一般公開（国家知識産権網 2015年2月15日）
2. 北京、2020年までに知的財産権サービス分野の有名企業100社を育成（国家知識産権網 2015年2月15日）

○ 司法関連の動き

1. 広州市、知的財産権検察局の設立検討、知的財産権裁判業務を監督（国家知識産権戦略網 2015年2月9日）
2. 最高検、知的財産権の司法保護強化に関する「意見」発布（国家知識産権網 2015年2月9日）
3. 浙江、江蘇、広東の裁判所、紡織品知的財産権に関する司法協力を強化（人民法院網 2015年2月13日）

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 広州市工商局、昨年第4四半期の「不誠実サイト」リスト公表（中国打撃侵権工作網 2015年2月11日）
2. 江蘇省、権利侵害・模倣品摘発活動を推進、顕著な実績（中国打撃侵権工作網 2015年2月11日）

○ 統計関連

1. 2014年、国家知識産権局が受理したPCT出願は2万6169件、14.2%増(国家知識産権網 2015年2月12日)
2. 2014年、中国ハイテク製造業利益が15.5%増(中国知識産権资讯网 2015年2月17日)

○ その他知財関連

1. 中国家具協会、家具業界の知的財産権保護弁法を作成・発布(中国知識産権资讯网 2015年2月13日)
2. 発改委、独禁法違反でクアルコムに60億8800万元の制裁金(国家知識産権戦略網 2015年2月11日)
3. 全国知識管理標準化技術委員会が北京で設立(中国知識産権资讯网 2015年2月15日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 質検総局の支樹平局長はアリババに偽造品対策強化を要請、「品質は生命線」★★★

2月9日、国家質量監督検査検疫総局(質検総局)の支樹平局長は、中国の電子商取引大手、阿里巴巴集団(アリババグループ)の馬雲(ジャック・マー)会長と会談を行い、「品質は生命線であり、アリババが製品の品質をより重視し、自社サイトでの偽造品販売防止策を強化すべきだ」との見解を示した。

馬雲会長が偽造品取締を担当する政府当局の要人との会見は、1月の国家工商行政管理総局張茅局長に次いで2回目で、アリババがインターネット上の偽物販売取締で政府当局と、一段と協力関係を強める姿勢を示している。

支局長は会見で、アリババが偽造品問題に各方面の協力を求めて取り組んでいることを評価すると同時に、「品質は電子商取引の健全な発展の生命線である。中国ビジネス、中国製品のイメージについて、アリババは世界をリードする電子商取引ブランドとして、より真剣に取り組み、品質をより重視し、品質が自社の生命線とみなし、良いイメージを構築し、多大な貢献をすべきである」と指摘している。

馬雲会長は、質検総局によるアリババの偽造品取締事業の展開への支持に感謝の意を表し、アリババは政府当局、企業等との協力を引き続き拡大していくと約束した。

双方は、品質重視、偽造品駆除に共に力を入れることにより、中国の電子商取引市場の健全な発展を促進していくことを決定した。

(出典：国家質検総局公式サイト 2015年2月11日)

★★★2. 国家工商総局、ネット通販監視管理に関する規定作成へ★★★

工商機関による消費者権益保護活動に関してこのほど北京で開かれたテレビ会議で、国家工商行政管理総局の馬正其副局長は、今年、同総局は「流通分野商品質量監督管理弁法」とネット通販商品の品質抽出検査などに関する規定を作成し、権利保護の規範化、手続き化、法治化に取り組む方針であることを明らかにした。

昨年、全国の工商局は公平な市場競争の促進に注力し、消費者権益を侵害した10万4000事件を調査、処理した。消費者権益保護に関するサービス拠点は全国で14万8000カ所に達し、通年で消費者からの苦情、通報757万8800件を受け付けた。

また、テレビ会議では2015年の権益保護活動の重点分野などが決定された。各地方の工商局は、引き続きネット通販への監視管理に活動重点を置き、携帯電話やタブレット、玩具、電動自転車、電線ケーブルなど商品の品質抽出検査を強化するとともに、サービス分野の権利保護活動を進める。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015年2月9日)

★★★3. 商務部、情報技術を活用してネット上の模倣品撲滅★★★

商務部の沈丹陽報道官は、同部が1月29日北京で開いた記者会見において、政府と企業、消費者はネット上の模倣品摘発で協力する必要があると指摘した上で、政府としては関連法律を整備し、ビッグデータやクラウドコンピューティングを含む情報技術を活用してネット上の模倣品を撲滅すべきとの認識を示した。

中国の電子商取引産業の急成長に伴い、インターネット上の模倣品販売、著作権侵害などの課題が深刻化している。「これら課題の解決には政府、企業、消費者を含む社会各界の共同努力が必要不可欠」と、沈報道官が強調し、さらに、全国の権利侵害模倣品摘発指導グループはインターネット上のエンフォースメントを重点活動として推進しており、昨年、違法犯罪事件1万1000件を摘発し、3400余りの違法サイトを閉鎖させたなどの実績を紹介した。

沈報道官はまた、商務部は今後、ネット通販に関わる模倣品の摘発に引き続き注力し、ビッグデータやモノのインターネット、クラウドコンピューティングなどの新しい情報技術を駆使して市場への監視管理を強化すると説明した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015年2月5日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 上海知識産権局、知的財産権関連データの一部を一般公開★★★

2月3日、上海市知識産権局は上海市政府データサービス網 (<http://www.datashanghai.gov.cn>) を通じて知的財産権データ商品を一般向けに提供するサービスを正式に開始した。

同サービスは、政府情報資源を一般の人々が活用できるよう推進するために上海市政府が発布した通達に基づいたもの。提供されるデータ商品は、上海市の▽特許パイロット事業を実施する企業などのリスト、▽知的財産権モデル産業パークリスト、▽特許代理機構リスト、▽特許研修参加者人数、▽特許関連エンジニア人数、▽「本物売り、知的財産権を守る」活動の参加企業リスト——などが含まれる。

(出典：国家知識産権網 2015年2月15日)

★★★2. 北京、2020年までに知的財産権サービス分野の有名企業100社を育成★★★

北京市は知的財産権サービス業の発展を促すために、毎年、知的財産権代理機構20社を対象にそのブランド力の向上を支援し、2020年までに知的財産権サービス分野の有名企業100社を育成する方針を固めた。このほど北京で開かれた「首都知的財産権サービス大会」で明らかになった。

2014年末時点の統計によると、北京市は知的財産権代理機構が全国の27.96%にあたる307社、弁理士が同39.41%の4143人となっている。知的財産権サービスの品質向上と代理機構のブランド力の強化を目指し、北京市は年間20社、2020年までに100社の有名代理機構の育成計画を定めた。このほか、北京市は知的財産権と標準化サービス機構の中関村モデル地域への集中を促し、「知的財産権の街」プロジェクトを推進することも予定している。

(出典：国家知識産権網 2015年2月15日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 広州市、知的財産権検察局の設立検討、知的財産権裁判業務を監督★★★

広州市が、知的財産権関連事件の裁判業務を監督する知的財産権検察局の設立を検討していることが、このほど分かった。2月5日に開かれた広州市人民代表大会に出席した広州市検察院の陳思民副検察長は、現在準備作業を進めており、すでに省検察院に申請を提出したことを明らかにした。

昨年、広州市検察院は、知的財産権関連の犯罪事件 657 件で容疑者 1271 人を逮捕し、うち 656 件の容疑者 1214 人について、裁判所に公訴を提起した。陳副検察長によると、広州市では各区の検察院が知的財産権関連の民事事件の監督業務を、蘿崗区裁判所が知的財産権犯罪事件の監督業務をそれぞれ担当している。「各種類の知的財産権侵害事件の監督業務を一つの機関に集中させることは、法律適用の正確さや統一化に役立つ」との認識を示した上で、陳副検察長はさらに、検察官向けに実施する知的財産権関連法律の研修について、大学との協力も検討中であることを明らかにした。

(出典：国家知識産権戦略網 2015 年 2 月 9 日)

★★★2. 最高検、知的財産権の司法保護強化に関する「意見」発布★★★

最高人民検察院（最高検）は、このほど発布した「『法による国家統治の全面的推進における若干の重大な問題に関する中共中央の決定』の実施徹底に関する意見」で、知的財産権の司法保護を強化し、国の重大科学研究施設の建設と科学研究資源の管理・分配など重点分野における職務犯罪を予防し、厳重に摘発しなければならないと強調した。

「意見」はまた、違法な行政行為への法的監督を強化する必要があると指摘し、行政法執行と刑事司法との連携体制を整備し、検察機関と行政法執行機関、公安機関、裁判機関との間における情報共有、事件の通報・移送制度を確立し、行政罰と刑事罰の円滑な接続の実現に取り組むよう求めている。

(出典：国家知識産権網 2015 年 2 月 9 日)

★★★3. 浙江、江蘇、広東の裁判所、紡織品知的財産権に関する司法協力を強化★★★

浙江省紹興市柯橋区人民法院と江蘇省南通市通州区人民法院、広東省佛山市南海区人民法院はこのほど、3 裁判所が確立した知的財産権司法保護協力体制に基づく第 2 回合同会議を紹興市で開催した。地域をまたぐ知的財産権保護の課題を議論し、知的財産権司法協力を一層強化して、司法当局として 3 地方の紡織品産業の健全な発展を後押しすることが狙い。

2013 年 4 月、3 都市の知的財産権事件管轄権を有する裁判所は紡織品市場の知的財産権司法保護で協力を展開することで合意し、地域をまたぐ知的財産権司法保護の連合体を結成した。連合体が作成した、事件管轄、財産保全、証拠保全、調査委託、執行委託の 5 分野に関する協力活動細則は、地域をまたぐ知的財産権保護の難題解決で良い効果を収めている。

合同会議で参会者たちはこれまでの協力事業を回顧し、地域をまたぐ司法協力で紡織品市場の知的財産権保護水準が高まり、知的財産権裁判業務が確実に推進されたとの認識で一致した。

(出典：人民法院網 2015 年 2 月 13 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 広州市工商局、昨年第 4 四半期の「不誠実サイト」リスト公表★★★

先日、広州市工商局は、昨年第 4 四半期の「不誠実サイト」リストを公式サイトで公表した。易楽購商城と尚淘網、ティソ公式ホームページ、易信網など 10 ウェブサイトが含まれていた。この中で、易楽購商城など 3 サイトは偽物の携帯電話を販売した理由でリストに載せられた。

市工商局の発表によると、2014 年 10～12 月、同局が消費者から 638 件の苦情を受理した。商品に関する苦情が 571 件、サービスに関する苦情が 67 であった。商品に関する苦情の中で、日用品が 283 件、家電が 181 件、時計などの家庭機械が 49 件となっている。サービスに関する苦情は主に、ネット通販サイトや家電、時計などブランドのアフターサービスに対する不満であった。

広州市企業と偽称し、管轄範囲が広州以外の地方にある問題ウェブサイトについて、市工商局は関連情報を公表し、注意を呼びかけるとともに、通信管理部門との連動業務体制を通じて違法サイトの情報を通報した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015 年 2 月 11 日)

★★★2. 江蘇省、権利侵害・模倣品摘発活動を推進、顕著な実績★★★

江蘇省の権利侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループの関係者によると、昨年、同グループと各メンバー機関による共同の努力で、江蘇省は知的財産権侵害と模倣品の摘発活動で顕著な実績を収めた。

昨年、江蘇省は、商標権、著作権、特許権、植物新品種権を中心に、農業資材や建材、自動車部品、食品・薬品など重点分野において権利侵害・模倣品を厳重に取り締まるための一連の特別行動を実施した。各行政機関が1万3300件について立件して調査したほか、公安機関が犯罪事件1205件を摘発し、容疑者2594人を逮捕し、検察機関が999件で容疑者1834人を提訴し、裁判所が1125事件、1883人に対し判決を下した。

市工商局は、「南京ユースオリンピック2014」のエンブレムなど知的財産権を保護する特別行動を実施し、108件の侵害事件を摘発し、権利侵害商品1300点を差し押さえ、廃棄処分した。税関当局は、「2014年W杯・ブラジル大会」に関する特別行動を実施し、権利侵害事件38件、権利侵害商品35万6000点を摘発した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015年2月11日)

○ 統計関連

★★★1. 2014年、国家知識産権局が受理したPCT出願は2万6169件、14.2%増★★★

2月11日、国家知識産権局は北京で記者会見を開き、2014年の中国の特許出願、登録に関するデータを発表した。

国家知識産権局は昨年、特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願2万6169件を受理し、受理件数は前年に比べて14.2%上昇した。この中の2万4007件は国内から出願されたもので、全体の91.7%を占め、前年比14.9%増えている。国外から出願されたものは同6.7%増の2162件であった。

昨年の国内18の省(自治区、直轄市を含む)からのPCT国際出願件数は100件を超えた。広東省が1万3332件で最も多く、続いて2位から5位は北京市、江蘇省、上海市、浙江省となっている。トップ5省(直轄市)のPCT国際出願件数が全国の85%を占めた。

(出典：国家知識産権網 2015年2月12日)

★★★2. 2014年、中国ハイテク製造業利益が15.5%増★★★

2月16日、国家発展改革委員会(発改委)は、中国の「規模以上ハイテク製造企業」(年間売り上げ2000万元以上)の昨年の生産額が前年比12.3%増、工業企業全体の伸び率を4ポイント上回ったと発表した。また、利益総額が前年比15.5%増で、工業全体の伸び率を12.1ポイント上回った。

発改委の責任者によると、2014年、中国は戦略的新興産業の育成・発展に拍車をかけ、ハイテク産業が経済発展の新たなエンジンになることを促し、優れた成果を収めた。戦略的新興産業は急ピッチで成長しながら、新技術、新産業、新業態、新ビジネスモデルが相次いで現れ、経済構造のモデルチェンジに牽引力を発揮している。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年2月17日)

○ その他知財関連

★★★1. 中国家具協会、家具業界の知的財産権保護弁法を作成・発布★★★

中国家具協会はこのほど、業界の知的財産権保護を推進することを狙い、「中国家具業界知的財産権保護弁法」を作成、発布した。

知的財産権保護は中国の家具業界の発展に影響する主要課題。毎年、各地の家具展示会で知的財産権に関する紛争が起こっている。盗作、模造は企業のイノベーション意欲と業界の国際イメージを損ない、家具産業の健全で持続可能な発展を妨害している。こうした背景の下、「専利法」と「商標法」など知的財産権関連法律に基づき、中国家具協会が業界規範として同「弁法」を作成した。

「中国家具業界知的財産権保護弁法」は14条からなる。業界に自律や知的財産権保護を呼びかけ、メンバー企業に「弁法」の遵守、徹底を求めている。このほか、▽家具関連の知的財産権紛争の解決への協力、▽知的財産権人材の育成、▽国際交流の促進、▽展示会における知的財産権保護の強化——などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年2月13日)

★★★2. 発改委、独禁法違反でクアルコムに60億8800万元の制裁金★★★

2月10日、国家発展改革委員会（発改委）は、アメリカの通信技術大手・クアルコムが通信分野の特許を巡り市場での支配的地位を濫用し、中国の独占禁止法に違反したとして、60億8800万元（約1150億円）の制裁金を科したと発表した。中国の独占禁止法に基づく制裁金としては過去最大の金額となる。

発改委によると、同委員会は2013年に告発を受け、クアルコム社に対し独占禁止法違反調査を始めた。関連証拠及び調査結果に基づき、CDMA、WCDMA、LTE無線通信基準特許ライセンス基準及び半導体チップ市場におけるクアルコム社の独占事実を確認した。

発展改革委の見解では、クアルコムの市場での支配的地位濫用行為は主に、▽不公平な高額の特許使用料を徴収、▽正当な理由なく、モバイル通信で標準的に必要としない特許を抱き合わせで販売、▽半導体チップの販売において不合理な条件を押しつけ——の3点に現れている。

発改委独占禁止局の許昆林局長は記者会見で、「調査の過程においては、クアルコムの権益を十分に守り、調査の過程、不正行為の認定及び調査結果の発表は何れも透明で公正。独禁法違反の調査は外国企業だけに適用するわけではない」と強調した。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年2月11日)

★★★3. 全国知識管理標準化技術委員会が北京で設立★★★

2月14日、全国知識管理標準化技術委員会が北京で設立された。中国の知識管理に関する標準体系の確立・整備と知識資源の戦略的企画、管理の強化、企業を主体とする技術イノベーションシステムの確立に重要な意義があるとみられる。

委員会の職責は、知的財産権や伝統的知識、組織的知識創造などの分野に関する国家標準の作成・改正のほか、国際標準化組織イノベーション管理技術委員会の関連業務を担当する。

委員会主任を務める田世雄氏は設立式典において、知的財産権と標準化の結合で知的財産権の保護を実現するとともにイノベーション成果の活用範囲を広げることができるとの認識を示し、さらに、「知的財産権に関する情報活用やリスク分析、担保融資、取引、評価などの規範化はイノベーションの促進に相応しい優れた環境の構築に役立つだろう」と強調した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年2月15日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行：JETRO 北京事務所知的財産権部